

後期高齢者システム標準化構築業務委託  
公募型プロポーザル募集要項

令和8年6月29日

浦安市 健康こども部 国保年金課

## 1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は、後期高齢者システム標準化構築業務委託の優先契約候補者を選定するために実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

## 2. 概要

- (1) 件名  
後期高齢者システム標準化構築業務委託
- (2) 業務内容  
「浦安市後期高齢者システム標準化構築業務委託 提案依頼書」のとおり。
- (3) 履行期間  
構築（初期導入）期間：契約締結日の翌日から令和10年3月31日まで  
システム保守（経常的）期間：システム本格稼働から60か月
- (4) 初期導入経費上限額  
46,960,000円以内とする（消費税を含む）。
- (5) 経常的経費上限額  
月額3,050,000円以内とする（消費税を含む）。  
※ガバメントクラウド利用料を除く
- (6) 履行場所  
浦安市猫実一丁目1番1号 浦安市役所
- (7) 事務局  
〒279-8501 浦安市猫実一丁目1番1号  
浦安市健康こども部 国保年金課 後期高齢者医療係  
電話：047-712-6274（直通）  
Eメールアドレス：kokuho@city.urayasu.lg.jp

## 3. 参加資格要件

応募者は、次の要件を全て満たしていなければならない。なお、本プロポーザル期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。
- (2) 浦安市入札参加資格者名簿に登録されている者のうち、「委託」に登録がある者。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。  
※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていない者が受託者に選定された場合、契約締結時まで申請すること。
- (3) 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。

ない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て中又は破産手続中でないこと。
- (6) 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (7) 支払金額は前項(4)及び(5)で定めた限度額内であること。
- (8) ISMS やプライバシーマークなど、情報セキュリティ又は個人情報保護に関する第三者認証を取得していること。

#### 4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和8年6月29日（月）
質問の締切	令和8年7月6日（月）午後3時
質問への回答	令和8年7月13日（月）（予定）
応募締切（応募書類の提出期限）	令和8年7月28日（火）午後3時
第一次審査結果の通知	令和8年8月12日（水）（予定）
第二次審査（デモンストレーション）の実施	令和8年8月19日（水）（予定）
第二次審査（ヒアリング）の実施	令和8年9月2日（水）（予定）
審査結果公表	令和8年9月下旬（予定）
契約協議・契約の締結	令和8年10月下旬（予定）

#### 5. 応募手続

- (1) 浦安市公式ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。募集期間は、令和8年7月13日（月）から令和8年7月28日（火）午後3時までとする。
- (2) 質問の受付と回答
  - ア 質問事項は、「浦安市後期高齢者システム標準化構築業務委託公募型プロポーザル応募様式集」（以下「資料1」という。）の質問書（様式1）に必要事項を記入し、上記「2 概要」の(7)で示したメールアドレスに、件名を「後期高齢者システム標準化構築業務委託（質問事項）」とし、Eメールで提出すること。なお、質問の提出後は、事務局宛に電話にて、到達確認を行うものとする。
  - イ 質問の受付期間は、令和8年6月29日（月）から令和8年7月6日（月）午後3時までとする。
  - ウ 質問に対する回答は、令和8年7月13日（月）（予定）から浦安市公式ホームページで公表する。
- (3) 参加申込及び提案書類の受付  
応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は「資料1」に従うものとする。

ア 受付期間

令和8年7月13日(月)から令和8年7月28日(火)午後3時まで(土・日、祝日を除く)

イ 受付時間

午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く)

ウ 提出先

浦安市 国保年金課 後期高齢者医療係(市役所2階)

エ 提出方法

浦安市公式ホームページから書式を入手し、必要な内容を整え、直接持参すること。

オ 提出書類

提出書類については、全てA4サイズ(A3サイズの場合は、折込みとする。)とし、企画提案書表紙(様式6)および背表紙(任意書式)をつけ左綴じ(ファイル可)、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、11部(正本1部、副本10部)提出すること。

※電子媒体に記録した電子ファイルも1部提出すること。ファイル形式については、Adobe社のPDFとする。

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 本業務の実施体制及び体制図(様式3-1及び3-2)

(ウ) 業務受託実績(様式4)

(エ) プロジェクト責任者の業務実績内容(様式5)

(オ) 会社組織図(任意書式)

(カ) 会社概要(任意書式)

(キ) 企画提案書(様式6)

(ク) 作業スケジュール(任意書式)

(ケ) 納税証明書(直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税の納税証明書の写し)

## 6. 審査の手続き

### (1) 第一次審査

提出された応募書類を審査し、第二次審査に進む応募者(5者以上)を選定する。「後期高齢者システム標準化構築業務委託プロポーザル方式事業者選定委員会」(以下「事業者選定委員会」という。)は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たさず応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了するが、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。これ以降の手続きは、第一次審査に合格した応募者のみを対象と

する。

(2) 第二次審査

ア デモンストレーションの実施

(ア) 実施日時等

令和8年8月19日(水)に実施する。時間及び場所については、第一次審査に合格した者に通知する。

(イ) 出席者

出席できる提案事業者の人数は、管理技術者及び本業務を中心的に担当する主任技術者を合わせて5名以内とする。

(ウ) 内容

下記について順に説明すること。デモンストレーションは、質疑応答含め50分程度を予定する。

・共通項目

画面の見易さ、操作性について

・個別項目

機能・出力要件一覧における各項目について

(エ) その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること（電源コンセント、プロジェクター、スクリーン等は市側で用意する）。

イ ヒアリングの実施

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者(機能点及び提案点の合計において、満点の70%以上を獲得した者に限る。)を優先契約候補者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、価格点が最も高い応募者を優先契約候補者として選定する。

(ア) 実施日時等

令和8年9月2日(水)を予定日とする。時間及び場所については、第一次審査に合格した者に通知する。

(イ) 出席者

ア(イ)と同様とする。

(ウ) ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明30分以内(プロジェクターの使用も可)及び質疑応答20分程度の50分程度とする。なお、説明は提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。

(エ) その他

説明に必要なパソコンは、提案事業者側で用意すること（電源コンセント、プロジェクター、スクリーン等は市側で用意する）。

(3) 選定結果の通知公表

- ・ 第一次審査の結果については、応募者にEメールで通知する。
- ・ 第二次審査の結果については、Eメールで通知するとともに、優先契約候補者を浦安市公式ホームページで公表する。

(4) 契約協議及び契約

市は、第二次審査の結果を踏まえ受託予定者（優先契約候補者）と業務内容及び契約金額等について協議し、協議が整ったときは速やかに契約締結業務を行う。協議が整わない場合、市は第二次審査の得点上位の者から順に同様の協議を行うものとする。

## 7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、優先契約候補者の選定前においては、浦安市情報公開条例第7条第5号の規定により不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条第3号の規定により不開示情報を除き開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかった応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

## 8. その他

- (1) 提案書に記載すべき内容について記載がない場合、当該内容の提案が無いものと判断する。
- (2) 以下のいずれかに該当する場合は、提案を無効とする。
  - ア 複数の提案をしたもの（状況分けによる選択肢等はこの限りではない）
  - イ 虚偽の記載をしたもの
  - ウ 談合等の不正行為があったとき
- (3) 審査及び選定結果に係る電話等での問い合わせには応じないものとする。
- (4) 応募者は、審査・選定結果に対する異議を申し立てることはできない。
- (5) 参加申込書および企画提案書等（以下「参加申込書等」という。）の作成および提出に係る費用は、すべて参加する事業者の負担とする。
- (6) 本要項に定めのない事項および本要項に疑義が生じた場合は、協議により別途定める。